

北海道地域振興条例（平成21年北海道条例第51号）  
－逐条説明－

( 目 次 )

前 文 ..... 1

第1章 総則

- 目 的 （第1条） ..... 2
- 基本理念（第2条） ..... 3
- 道の責務（第3条） ..... 5

第2章 地域振興に関する施策の推進

- 施策推進の基本方針（第4条） ..... 10
  - 地域計画の策定及び推進（第5条） ..... 11
  - 道民の意見等の反映（第6条） ..... 13
  - 地域振興に関する取組等への支援（第7条） ..... 14
  - 職員の交流（第8条） ..... 15
  - 人材の育成等（第9条） ..... 16
  - 情報の提供（第10条） ..... 17
  - 財政上の措置（第11条） ..... 17
- 附 則 ..... 18

道民一人一人の営みが形づくる個性豊かで多様性に富む地域から成り立つ私たちの北海道は、連綿と続く歴史の中で、先人のたゆまぬ努力により独自の文化や風土を形成し、大きな発展を遂げてきた。

しかしながら、人口の減少や少子高齢化の進行など社会経済情勢の変化の中、本道の各地域においては、経済、雇用、生活等の様々な分野で、厳しい状況に直面している。

一方、本道は、雄大な自然や豊富な資源に恵まれ、食料、エネルギー、環境等の世界全体の課題に貢献し得る大きな潜在力を有している。道内の各地域に目を向けると、こうした本道の優位性を生かした新たな取組や北海道らしいライフスタイルをつくり出そうとする動きが芽生えてきている。

今後の地域振興に当たっては、このような地域の特色ある活動を一層活発に展開していくとともに、地域の切実な課題の解決に向け、住民、事業者等、市町村及び道がこれまで以上に一体となって、それぞれの地域の実情に即した取組を積極的に進めていくことが重要である。そのためには、国から地方へ、道から市町村への権限移譲を着実に推進するなど、地域の創意と主体性が存分に発揮される社会を創造していかなければならぬ。

こうした考え方方に立って、道民、市町村及び道が地域振興の担い手として、それぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の力を結集することによって、北海道全域の活性化を図り、すべての人々が将来にわたり安心して暮らし、幸福を享受できる地域社会を築き上げることを決意し、道民の総意としてこの条例を制定する。

### 【説 明】

- 前文は、本文の条項のように具体的な法規範を定めたものではありませんが、この条例の趣旨や考え方を明らかにし、条例全般にわたる解釈・運用上の指針となるものです。
- この条例の前文は、地域の置かれている厳しい現状等を踏まえ、地域振興を進めるに当たって道民、市町村、道が共有すべき基本的な考え方等を明らかにしています。

#### 《前文の構成》

第1段落…北海道がこれまで歩んできた道筋を記述しています。

第2段落…地域の置かれている厳しい現状を記述しています。

第3段落…北海道が持っている価値や優位性を生かした取組が各地で発現している状況を記述しています。

第4段落…地域振興を進めるに当たっての基本的考え方を記述しています。

第5段落…地域振興を通じてどのような地域社会をめざしていくのかを記述しています。

## 第1章 総則

- この章では、地域振興に関する基本的な考え方として、条例の目的、地域振興に関する基本理念、道の責務を明らかにします。

### 目的

第1条 この条例は、北海道における地域振興に関し、基本理念を定め、及び道の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、地域振興に関する施策を道民及び市町村と共に推進し、もって個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

### 【説明】

- この条項は、本道の地域振興に関して、「何をすべきか」という基本的な考え方（＝基本理念、道の責務）と、そのために「どのようにするのか」という推進の方策（＝道の施策推進の基本となる事項）を明らかにするという、本条例で規定する事項の全体像を示すとともに、本条例で規定した事項に基づき、道民、市町村、道が一体となって、地域振興に関する施策を進めることにより、「個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことができる地域社会」を実現するという本条例の目的を示すものです。
- なお、この条例では、個人としての道民の他、事業者、大学、NPO、各種団体など、地域振興の担い手となる多様な主体（行政を除く）を広く「道民」という用語で表しています。

#### ◆ この条例における「地域振興」とは

- この条例において「地域」とは、「人、組織、産業、文化、自然等の構成要素を含む一定のまとまりをもった区域」という意味で捉えており、例えば、市町村、広域市町村圏、連携地域といった行政上の区域、さらには、集落、農山漁村、都市といった生活上の区域など、様々な範囲、形態による区域を指すものと考えています。
- 「地域振興」とは、このような多様な「地域」の振興を図ることであり、そのためには産業、暮らし、環境をはじめとした様々な分野における多様な主体の取組が必要となります。
- こうした考え方から、この条例では、「地域振興」という用語について、「産業、暮らし、環境等の幅広い分野において地域の活性化を図ること」と意味で捉えています。

### 《新・北海道総合計画における関連記載》

新・北海道総合計画 第4章「地域づくりの基本方向」

《地域のめざす姿》 地域主権の取組が広がり、個性豊かで活力に満ちた地域に、  
誇りと愛着をもって住み続けられる北海道

## 基本理念

- 地域振興を推進する上で、道民、市町村、道が共有すべき基本的かつ普遍的な考え方を「基本理念」として明らかにします。

第2条 地域振興は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- (1) 道民及び市町村の創意及び主体性が発揮され、地域の特性に応じた取組が持続的に進められること。
- (2) 地域の実情に即して地域の課題の解決が図られるよう、道民、市町村及び道の適切な役割分担の下、協働による取組が積極的に進められること。
- (3) 集落、市町村、市町村を越える地域等の様々な地域の単位において、地域間の交流が促進され、地域相互の連携及び補完が図られること。

### 【説明】

- 本道の地域振興を進めるに当たっての基本的な考え方として、「道民及び市町村の創意と主体性」、「道民、市町村、道の協働」、「地域相互の連携と補完」という3つの理念を示しています。
- これらはいずれも、北海道がめざす地域主権型社会（住民により近いところで政策を立案・決定し、実行できるような地域社会）の実現に不可欠な考え方であり、道としては、道民や市町村の方々とこれらの理念を共有しながら本道の地域振興を進めています。

### 〔1号関係〕

- 地域振興に当たっては、道民や市町村が中心となって、自らの独創性や主体性を十分に発揮しながら、各地域の特性を生かした取組が持続的に進められるべきという考え方を規定するものです。
- 道としては、こうした考え方方が道内各地域に根付くよう、地域の主体的な取組を促進する役割を担います。

### 《行政基本条例における関連条項》

#### 第2章 行政運営の基本理念

##### 第2条

- 2 道は、公共的な課題を自ら解決しようとする道民の自主的かつ自発的な活動を尊重し、道民との協働による地域社会づくりを進めなければならない。

## 《新・北海道総合計画における関連記載》

### 第4章 地域づくりの基本方向

- 1 個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域づくり
  - ・地域主権型社会にふさわしい主体性・自立性に基づく地域  
～「地域のことは地域で決める」地域主権型社会をつくる

### 〔2号関係〕

- 地域の実情に即し、地域課題の解決を図っていくためには、地域主権型社会に相応しい適切な役割分担の下で、道民、市町村、道の協働による取組が積極的に進められるべきという考え方を規定するものです。
- この規定は、多様化する地域課題に対応するため、公と民の中間領域に、行政、企業、NPO、自治会、地域住民などの多様な主体の協働による活動の範囲を広げていく「新しい公共」の考え方にも通じるものであり、これからの中道の地域振興を進める上で欠かせない視点であると考えています。
- 道としては、こうした考え方各関係者の間に浸透するよう、協働に関する意識の醸成や仕組みづくりを担います。

## 《行政基本条例における関連条項》

### 第2章 行政運営の基本理念

#### 第2条

- 2 道は、公共的な課題を自ら解決しようとする道民の自主的かつ自発的な活動を尊重し、道民との協働による地域社会づくりを進めなければならない。
- 3 道は、道民に最も身近な行政を担い、地域における政策を総合的に推進する市町村の役割的重要性にかんがみ、行政運営に当たっては、市町村との対等な関係の下に、市町村と連携協力を図らなければならない。

## 《新・北海道総合計画における関連記載》

### 第4章 地域づくりの基本方向

- 1 個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域づくり
  - ・地域主権型社会にふさわしい主体性・自立性に基づく地域  
～「地域のことは地域で決める」地域主権型社会をつくる  
(住民と行政の連携・協働)
- 地域の課題を解決する「自助・共助・公助」の社会システムの形成に向け、地域を自ら支える意識の醸成を図るとともに、福祉、教育、環境など様々な分野で、住民と行政が連携・協働していくための仕組みづくりを進めます。

### 〔3号関係〕

- 広大な北海道の地域振興を効果的に進めるためには、コミュニティや集落といった身近な生活単位から、市町村、広域市町村圏、保健医療福祉圏、連携地域といっ

た様々な地域の単位において、地域と地域が交流を深め、相互に連携し、補完し合うことが重要との考え方を規定するものです。

- 「地域間の交流」とは、集落間、市町村間、あるいは支庁間など様々な地域の単位において、人、経済、情報などの交流を活発にすることにより、それぞれの地域がもつ知恵や技術の相互作用を高め、互いの地域を活性化していくという考え方を示しています。
- 「地域相互の連携及び補完」とは、地域間の交流を通じ、例えば、食料や木材の生産基盤として重要な役割を担う農山漁村と、医療・教育・行政などの公共サービス機能を備えた都市とが相互の結びつきを深めながら、それぞれの機能を補い合うことにより、そのエリア全体の機能を高めていくという考え方を示しています。

#### 《新・北海道総合計画における関連記載》

##### 第4章 地域づくりの基本方向

###### 1 個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域づくり

多様なネットワークに支えられ持続可能で活力ある地域～連携・相互補完を強める

(都市と農山漁村の連携・相互補完)

(地域における広域的・多層的な連携)

#### 道の責務

- 基本理念を踏まえ、地域振興施策を推進する上で、道が果たすべき責務を明らかにします。なお、この規定の中では、地域振興の主体として大きな役割を担う道民や市町村と道との関わりについても、その考え方を規定します。

第3条 道は、前条に定める基本理念にのっとり、地域振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

#### 【説明】

- 道の責務に関する最も基本的な事項として、地域振興に関する施策の総合的、計画的な推進を掲げています。
- 地域振興は、産業、暮らし、環境など幅広い分野にわたることから、道としては、各分野にわたる施策を横断的、総合的に推進することが必要となってきます。
- この規定の実効性を高めるため、道は、後述する地域計画を策定するとともに、この計画と各分野における計画とを一体的に進めていくこととしています。  
(「第5条 地域計画の策定及び推進」参照)

- 2 道は、地域振興を図る上で道民及び市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、道民の主体的な取組を促進し、及び市町村が実施する施策を支援するものとする。

### 【説明】

- この規定は、第2条の基本理念（第1号「道民及び市町村の創意と主体性」）に基づく地域振興を進めるため、地域振興の中心的な担い手として期待される道民や市町村の主体的な取組を促進するという道の責務を定めるものです。
- ここで規定する道の責務は、「地域振興の主役は道民や市町村であり、道民や市町村のみでは解決できないことを広域自治体である道が補完する」という補完性の原理に基づき、道として地域支援機能を発揮することを示すものです。
- 道は、こうした観点から、地域の住民や事業者、市町村が主体となった取組に対し、各種支援の充実に努めるとともに、市町村への事務・権限の移譲を進めています。

### ◆ 市町村への権限移譲の取組について

道では、市町村への事務・権限移譲について、地域主権型社会の実現に向けた先行的な取組と位置付け、平成17年3月に「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」を策定し、取組を進めていますが、平成21年3月には、この方針の見直しを行ったところであります。今後、市町村がより移譲を受けやすくなるための環境の整備などを図っていくこととしています。

### 《行政基本条例における関連条項》

#### 第2章 行政運営の基本理念

##### 第2条

- 2 道は、公共的な課題を自ら解決しようとする道民の自主的かつ自発的な活動を尊重し、道民との協働による地域社会づくりを進めなければならない。

### 《新・北海道総合計画における関連記載》

#### 第4章 地域づくりの基本方向

- 1 個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域づくり  
・地域主権型社会にふさわしい主体性・自立性に基づく地域  
～「地域のことは地域で決める」地域主権型社会をつくる

#### 3 地域づくりの手立て

- ・地域の創意と主体性を生かした取組や広域的な取組に対する支援
- 地域に住み続け、住んでいることを誇りに思える地域づくりを進めていくため、地域固有の資源を活用し、地域の創意と主体性を生かした取組や協働・連携を強める広域的な取組に対する支援・協力を積極的に進めます。

3 道は、地域振興に関する施策の推進に当たっては、市町村と緊密に連携し、及び道民との協働に努めるものとする。

#### 【説明】

- この規定は、第2条の基本理念（第2号「道民、市町村、道の協働」）による地域振興を進めるため、市町村との緊密な連携を図りながら、道民との協働に努めるという道の責務を定めるものです。
- 幅広い地域課題に対応した地域振興施策を効果的に進めていくには、道民、市町村、道が一体となった取組が必要であり、そのための関係者間の調整や道民意識の醸成、仕組みづくりなどに、道として積極的に取り組んでいくこととしています。

#### 《行政基本条例における関連条項》

##### 第2章 行政運営の基本理念

第2条2 道は、公共的な課題を自ら解決しようとする道民の自主的かつ自発的な活動を尊重し、道民との協働による地域社会づくりを進めなければならない。

3 道は、道民に最も身近な行政を担い、地域における政策を総合的に推進する市町村の役割的重要性にかんがみ、行政運営に当たっては、市町村との対等な関係の下に、市町村と連携協力を図らなければならない。

##### 第3章 行政運営の基本原則

###### 第4節 道民との協働

第16条 道は、道民との適切な役割分担の下に、様々な分野における公共的な課題の解決を図るため、道民との協働を積極的に進めなければならない。

###### 第5節 市町村等との連携協力

（市町村との連携協力）

第17条 道は、地域の実情に即した政策を推進するため、市町村と適切に役割を分担し、連携協力をしなければならない。

（国への協力要請及び意見等の提出）

第19条 道は、本道の特性並びに道民及び市町村の意向を踏まえた政策を効果的に推進するため、国に対し必要な協力を求めるとともに、積極的に意見を述べ、又は提言を行うものとする。

#### 《新・北海道総合計画における関連記載》

##### 第4章 地域づくりの基本方向

1 個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域づくり

・地域主権型社会にふさわしい主体性・自立性に基づく地域  
～「地域のことは地域で決める」地域主権型社会をつくる  
(住民と行政の連携・協働)

○ 地域の課題を解決する「自助・共助・公助」の社会システムの形成に向け、地域を自ら支える意識の醸成を図るとともに、福祉、教育、環境など様々な分野で、住民と行政が連携・協働していくための仕組みづくりを進めます。

##### 3 地域づくりの手立て

（多様な主体が協働した地域づくりの推進）

○ 地域のことは地域で決めるという地域主権の理念の下、住民やNPO、企業、市町村などの多様な主体が協働した地域づくりを進めるため、地域における課題や情報を共有する仕組みづくりを進め、協働意識を高めます。

4 道は、地域振興に関する施策の推進に当たっては、国に対し、必要な協力を求めるとともに、積極的に意見を述べ、又は提言を行うものとする。

【説明】

- この規定は、地域振興に関する施策を効果的に進めるため、社会資本整備など、国の施策や予算に関わるものについては、道として国に対し必要な協力要請や提言を積極的に行っていくという責務を定めるものです。
- 道としては、この規定に基づき、地域の意見を踏まえ、毎年度の国の予算や政策に関わる要望や提案を行っていくとともに、道州制特区制度などを積極的に活用し、国からの権限・財源の移譲や制度変更等について、具体的な提案を行っていくこととしています。

《行政基本条例における関連条項》

第3章 行政運営の基本原則

第5節 市町村等との連携協力

(国への協力要請及び意見等の提出)

第19条 道は、本道の特性並びに道民及び市町村の意向を踏まえた政策を効果的に推進するため、国に対し必要な協力を求めるとともに、積極的に意見を述べ、又は提言を行うものとする。

5 道は、地域相互の連携及び補完が図られるよう、地域の実情を踏まえ、広域的な見地からの施策の推進及び必要な調整を行うものとする。

【説明】

- この規定は、第2条の基本理念（第3号「地域相互の連携と補完」）による地域振興を効果的に進めるため、その時々の地域が置かれた実情をしっかりと踏まえ、広域的な見地から道自らが主体となった取組や地域間のコーディネート機能を道として担っていくという責務を定めるものです。
- ここでいう「広域的な見地からの施策」とは、市町村を越える範囲を対象とする施策とともに、先端分野の試験研究や海外との経済交流に関する施策など、性質や規模から市町村単独では対応が難しい場合も想定される分野における施策も含んでいます。
- 地方自治法において、都道府県は「地域における事務のうち、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるもの」を処理するもの（法2条5項）とされており、こうした都道府県に求められる役割を踏まえながら、道として地域振興を進めていく際の責務を規定するものです。

## 《新・北海道総合計画における関連記載》

### 第4章 地域づくりの基本方向

#### 3 地域づくりの手立て

(市町村などとの連携や地域における政策推進のコーディネート機能の充実)

- 地域主権型社会の実現に向けて、市町村など地域との連携を一層進めていくとともに、地域における政策の立案、形成、推進におけるコーディネート機能を充実します。

(地域の創意と主体性を生かした取組や広域的な取組に対する支援)

- 地域に住み続け、住んでいることを誇りに思える地域づくりを進めていくため、地域固有の資源を活用し、地域の創意と主体性を生かした取組や協働・連携を強める広域的な取組に対する支援・協力を積極的に進めます。

## 第2章 地域振興に関する施策の推進

- この章では、総則に規定した地域振興に関する基本的な考え方に基づき、地域振興に関する施策を推進していく上での基本方針を定めるとともに、施策を効果的に推進するための方策として、「地域計画の策定・推進」、「道民の意見等を施策へ反映させるための体制」、「地域振興に関する取組への支援」などについて規定します。

### 施策推進の基本方針

第4条 道は、次に掲げる基本方針に基づき地域振興に関する施策を推進するものとする。

- (1) 自然環境、文化、歴史、産業その他の地域の特性に配慮すること。
- (2) 自然景観、農林水産物その他の地域における資源の効果的な活用を図ること。
- (3) 地域振興を担う幅広い人材の育成及び活用を図ること。
- (4) 産業、暮らし、環境等の幅広い分野にわたる施策を一体的に実施すること。
- (5) 食料、エネルギー、環境その他の国の内外における重要な課題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができるよう、本道の各地域の特性を生かすこと。

#### 【説明】

- 地域振興は、幅広い分野を対象とするものであることから、ここでは、地域振興に関する施策の推進に当たっての各分野に共通する基本方針を定めています。

#### 〔1号関係〕

- 各地域の特色ある自然環境、地域で育まれてきた文化や歴史、地域特有の産業などの地域特性に配慮するという方針を規定するものです。ここでいう「地域の特性に配慮する」とは、優位性のみならず、地域が直面している厳しい状況も含め、それらに道として配慮して施策を推進していくという姿勢を示すものです。

#### 〔2号関係〕

- 自然景観、農林水産物、雪氷といった地域資源の効果的な活用を図るという方針を規定するものです。

#### 〔3号関係〕

- 様々な機会や手段を通じて、地域振興を担う幅広い人材の育成を進めるとともに、様々な分野で活躍する地域の人材の効果的な活用を図るという方針を規定するものです。

#### 〔4号関係〕

- 産業、暮らし、環境をはじめとした幅広い分野における施策を一体的に推進することにより、施策の相乗効果を高めていくという方針を規定するものです。

#### 〔5号関係〕

- 地球規模の懸案であり、我が国の発展のためにも重要な課題である食料、環境、エネルギー問題等への解決に向け、北海道として積極的な役割を担うという考え方にとって、恵まれた自然や豊富な資源など、各地域の特性を生かした施策を推進するという方針を規定するものです。

### 地域計画の策定及び推進

第5条 道は、広域的な地域の区分ごとに地域振興を効果的に推進するための計画（以下「地域計画」という。）を策定しなければならない。

#### 【説明】

- この規定は、広域的な地域の区分ごとに、地域振興を効果的に推進するための計画を策定することを定めるものです。
- 道では、平成20年10月、現行の総合計画で示された6つの連携地域ごとに「政策展開方針」を策定したところであります。今後、この方針に沿って地域課題に即した施策を展開することとしています。この方針を、本条例に基づく地域計画と位置づけ、同方針に沿った施策展開の実効性を高めていくこととしています。
- 道の総合計画に基づき策定していた地域ごとの計画（現行の「政策展開方針」）は、これまで特に法的な根拠がありませんでしたが、今後はこの条例に基づく「地域計画」と位置づけ、関連する施策を推進していくこととなります。

#### ◆ 「政策展開方針」とは

「政策展開方針」は、地域に根ざした政策を開拓するため、6つの連携地域ごとに市町村や地域の関係者などの参画を得ながら策定したものです。この方針は、5年程度を推進期間とし、各地域の現状・課題や地域のめざす姿、地域の課題に沿った施策展開の基本方向、地域の多様な主体の連携により重点的に進める取組である「地域重点プロジェクト」を盛り込んでいます。

### 《新・北海道総合計画における関連記載》

#### 第4章 地域づくりの基本方向

##### 3 地域づくりの手立て

（連携地域ごとの「政策展開方針（仮称）」の策定）

- 各連携地域の特性や特色に応じて、必要な課題について地域に根ざした政策を開拓するため、道民や市町村の参画を得ながら、地域の多様な主体が協働して6つの連携地域ごとに「政策展開方針（仮称）」を策定します。

2 道は、地域計画については、総合計画（北海道行政基本条例（平成14年北海道条例第59号）第7条第1項に規定する総合計画をいう。）が示す政策の基本的な方向に沿って策定しなければならない。

【説明】

- 「道の政策の基本的な方向を総合的に示す計画」である総合計画は、北海道行政基本条例の中でその策定が義務づけられ、各分野の計画は、この総合計画の基本方向に沿って策定・推進するものとされています。
- この規定は、道が進める計画の一貫性を確保する趣旨から、地域計画の策定に当たっても、分野別の計画と同様に、総合計画が示す政策の基本方向に沿って策定することを定めたものです。

3 道は、地域計画については、特定分野別計画（北海道行政基本条例第7条第4項に規定する特定の分野における政策の基本的な方向等を明らかにする計画をいう。）と一体的に推進しなければならない。

【説明】

- 地域振興に当たっては、この条例に基づく地域計画（政策展開方針）に沿った施策を進めていくことを基本としますが、地域のニーズに即したより実効性の高い施策を推進するためには、全道的な観点に立った分野別の取組と地域計画とを効果的に連動させていくことが必要です。
- こうした観点から、ここでは、地域計画の推進に当たっては、産業、保健・医療・福祉、環境などの特定分野における計画と一体的に行うことと定めています。
- 道では、これらの計画に基づく施策を効果的、効率的に推進するため、政策評価の取組を通じ、その進捗状況等を把握し、毎年度の予算編成等において必要な施策の具体化を図ることとしています。

《行政基本条例における関連条項》

第2節 総合的、効果的かつ効率的な政策の推進  
(総合計画の策定等)

第7条 道は、長期的な展望に立って、道の政策の基本的な方向を総合的に示す計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

4 道は、特定の分野における政策の基本的な方向等を明らかにする計画については、総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定し、及び推進しなければならない。

(政策評価の実施等)

第8条 道は、効果的かつ効率的に行政を推進するとともに、道政に関し道民に説明する責任を果たすため、政策評価を実施し、これに関する情報を道民に公表しなければならない。

2 道は、政策評価に関する道民の意見を政策評価に適切に反映させるよう努めるものとする。

3 道は、政策評価の結果を予算編成、組織及び機構の整備並びに総合計画の推進管理等に反映させるものとする。

## 道民の意見等の反映

第6条 道は、地域振興に関する施策に道民及び市町村の意見及び提案を反映させるため、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

### 【説明】

- この規定は、道として道民や市町村の参画のもと、地域のニーズに沿った施策を推進するため、地域振興に関する道民や市町村の意見・提案を把握し、道の施策に的確に反映していくための体制を整備することを定めるものです。
- 各支庁に設置している「地域づくり連携会議（平成20年度に設置）」や市町村長と知事との意見交換の場として開催している「地域づくり推進会議」などのほか、これまで行ってきた市町村要望・提案の聴取などの仕組みを通じ、道として、地域の意見や提案を把握する機会を十分に確保していくこととしています。
- また、地域からの意見や提案を施策に的確に反映していくため、庁内の窓口機能（支庁の地域政策課、本庁の地域づくり支援局）や、知事を本部長とする「地域づくり推進本部」などの全庁的な総合調整機能の充実を図りながら、平成20年度より試行実施している「政策提案制度」を、本条例に基づく制度として本格的に実施することとしています。
- なお、地域からの意見や提案に関し、国の制度や施策に関わるものについては、市町村や関係団体とともに、国に対し、必要な施策の推進や制度の改正が図られるよう、道としてしっかりと働きかけていくこととします。

#### ◆「政策提案制度」とは

支庁が、地域の意見等を踏まえながら、地域課題に即した政策の提案を行い、全庁組織（地域づくり推進本部）を通じ、施策、予算等への反映を図る仕組み

### 《行政基本条例における関連条項》

#### 第3章 行政運営の基本原則

##### （道民の参加）

第4条 道は、政策の形成過程において、道民の意向を的確に把握し、これを政策に反映するため、道民が参加する機会の拡大に努めなければならない。

##### （意見、提言等への対応）

第6条 道は、道政に関する道民の意見、提言等を尊重し、これを行政運営に反映するよう努めるものとする。

##### （市町村との連携協力）

第17条2 道は、市町村にかかわる重要な課題に関する政策の形成過程において、関係する市町村の意見を求め、これを政策に反映するよう努めなければならない。

## 地域振興に関する取組等への支援

第7条 道は、地域振興に関し、道民の主体的な取組を促進し、及び市町村が実施する施策を支援するために必要な施策（次項において「支援施策」という。）の充実に努めるものとする。

### 【説明】

- この規定は、道として市町村等が実施する主体的な取組への支援施策の充実に努めることを定めるものです。
- この規定に基づき、道としては、地域振興に関する施策のうち、特に、
  - ・ 地域政策総合補助金をはじめとする市町村や地域の民間団体等に対する補助金、交付金、貸付金等の財政的支援
  - ・ 地域のニーズを踏まえて支庁が企画・立案・実施する地域政策推進事業
  - ・ 市町村等が地域資源を活かした事業を推進するため、道の各種規制や基準の緩和、権限の移譲等の特例措置を行う「北海道版構造改革特区・地域再生特区（北海道チャレンジパートナー特区）制度」などの施策を活用し、道民の主体的な取組や市町村が実施する施策に対する支援施策の充実に努めていくこととしています。
- 「施策の充実」とは、予算規模だけではなく、支援を受ける側のニーズや使いやすさに配慮した制度改正など、総合的な観点から施策の充実に努めるということを意図しています。
- 道としては、この規定に基づき、毎年度の政策検討や予算編成を通じて、市町村等への支援施策の充実に努めていくこととします。

### 《主な支援施策の見直しの内容》

事業名	概要	平成21年度における見直しの内容
地域政策総合補助金	市町村等が地域の課題の解決や地域活性化を目的に取り組む事業に対する補助金	地域重点プロジェクト関連事業を優先採択するほか、補助対象の拡大や補助要件を緩和し、予算規模を拡充
地域再生チャレンジ交付金	人口減少や高齢化などの地域格差是正に向け、市町村が行う意欲的な取組を支援するための交付金	地域重点プロジェクト関連事業を優先的に採択できるよう配点基準を見直し
地域政策推進事業	地域の重点的な課題を踏まえ、支庁自らが地域の多様な主体と協働して実施する事業	地域の多様な主体と協働して行う地域重点プロジェクトの推進に資する取組に重点化

2 道は、支援施策を実施するに当たっては、道民及び市町村の協働による取組並びに地域相互の連携及び補完による広域的な取組が促進されるよう努めるとともに、人口構造、産業構造等の変化による社会経済への影響が特に懸念される地域の振興に十分配慮するものとする。

#### 【説明】

- この規定は、前項の支援施策の推進に当たっての留意事項等を定めるものです。
- 支援施策を実施する際には、第2条の基本理念の趣旨に沿って、道民と市町村との協働による取組や、地域間の連携・補完による広域的な取組を促進することに努めることとしています。
- また、地域格差の是正といった観点から、過疎地域や産炭地域をはじめ、人口構造や産業構造などの変化による社会経済への影響が特に懸念される地域の振興について、道として十分配慮しながら、支援施策を実施することとしています。
- こうした観点に立った支援施策を効果的に実施することにより、地域間のバランスのとれた取組が推進され、北海道全体の地域振興が進められるものと考えています。

#### 職員の交流

第8条 道は、市町村と緊密に連携し、地域振興に関する施策を推進するため、職員の派遣その他の市町村との職員の交流の充実を図るものとする。

#### 【説明】

- この規定は、市町村との連携による地域振興を進めるための方策の一つとして、市町村との職員交流の充実を図ることを定めるものです。
- 道と市町村との職員交流については、「道と市町村の職員交流要綱」等に基づき、派遣、研修、出向、相互交流といった様々な形で交流を行っているところですが、道としては、道内各市町村との調整を図りながら、この要綱に基づく職員交流のさらなる充実を図っていくこととします。
- また、これまでの職員交流の制度に加え、市町村と道が協働して行う地域課題の解決に向けた取組や、道から市町村への権限移譲に伴う事務を円滑に推進するための新しい道職員の派遣制度を創設することとしています。
- さらに、地域特有の課題などについて道職員と市町村職員が共通認識を持ち、自ら課題解決に向けた施策を企画立案し、適切に実施できるよう、道と市町村の合同による研究会や研修の充実を図っていくこととします。

## 人材の育成等

第9条 道は、地域振興を担う人材の育成を図るため、道民が地域の特性、実情及び課題に応じた取組を進める上で必要とされる知識及び技能を習得し、並びに地域振興に取り組んでいる人々との交流を深める機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

### 【説明】

- この条例では、地域振興を進めるに当たっての基本理念の一つとして、「道民及び市町村の創意及び主体性が發揮され、地域の特性に応じた取組が持続的に進められること」を定めていますが、こうした理念に基づく取組が地域において活発に展開されていくためには、その担い手となる人材の育成を図ることが大変重要です。
- この規定は、こうした観点に立ち、第4条の施策推進の基本方針でも示している「人材の育成」(第3号)を進めるための具体的な施策の方向性を示すものです。
- この規定に基づき、道は、各地域における研修会やワークショップなどの開催を通じ、様々な分野における課題の解決に必要な専門的知識や技能を習得するための機会を確保していくとともに、これから地域振興を担う方々と道内外の地域振興の実践者等との交流を深める機会の確保に努めます。
- また、人材育成の観点から、NPOなどの活動を支援する中間支援組織の活動を促進するとともに、生活産業やコミュニティビジネスなど、地域の多様な主体が取り組む活動に対し必要な情報の提供や財政面での支援を行っていきます。
- これらの道による取組のほか、市町村等が主催する研修会等に講師や専門家を紹介するなど、地域の主体的な人材育成の取組を積極的に支援します。

2 道は、地域振興に関する施策を効果的に推進するため、事業者、大学等の協力を得て、それらの人材、知見、技術等の活用に努めるものとする。

### 【説明】

- この規定は、民間等との協働による効果的な地域振興施策を進めるため、事業者、大学、NPO等の協力を得ながら、民間ならではの専門的な人材やノウハウ、技術等の活用に努めることを定めるものです。
- 現在、道では、企業等とのタイアップ事業や包括連携協定といった取組を進めていますが、今後、道内各地域へのさらなる展開を含め、一層効果的な取組を進めていきます。
- また、道が民間の専門家等の協力を得て実施している各種アドバイザーリスト等の充実を図りながら、各分野における専門的な知識や技術を地域づくりに生かしていくこととします。

## 情報の提供

第10条 道は、道民及び市町村が地域振興に関する情報を共有し、道民の主体的な取組及び市町村が実施する施策の充実が図られるよう、必要な情報の提供を行うものとする。

### 【説明】

- この規定は、地域振興の中心的な担い手である道民や市町村と道との情報の共有を図りながら、地域が主体となった取組を促進するための手段として、道が地域振興に有用な情報を道民や市町村に積極的に提供することを定めるものです。
- 具体的には、道が有する行政情報の積極的な提供とともに、国、他都府県、道内各地域、民間などの取組事例をはじめ地域振興に有用な情報を収集し、冊子やインターネットなどを通じて地域の方々に効果的に発信していくことにより、様々な地域振興に関する情報の共有化を進めていきます。
- こうした道民や市町村への情報提供に当たっては、庁内の窓口機能（支庁の地域政策課、本庁の地域づくり支援局）を効果的に活用していくこととします。

## 財政上の措置

第11条 道は、地域振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 【説明】

- この規定は、第2章「地域振興に関する施策の推進」で示した地域への支援施策や人材育成などの地域振興に関する施策を総合的、計画的に推進するために必要な財政的措置を講じるよう努めていくことを定めるものです。
- 道財政は大変厳しい状況にありますが、この規定を踏まえ、毎年度の予算編成においては、「選択と集中」の観点に立ち、施策の重点化と財源の重点配分を図る中で、地域振興に必要な予算の確保に努めることとしています。

## 附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 【説 明】

- この条例の附則として、条例の施行期日に関する事項とともに、条例施行後において検討すべき事項について規定しています。  
〔1項関係〕
- この条例は、平成21年4月1日から施行します。  
〔2項関係〕
- 地域振興に関する施策は、その時々の社会経済状況を踏まえ進めていくことが必要であることから、この条例の施行後5年ごとに、条例の関連施策の推進状況やそれを踏まえた条例の内容などについて検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じることとしています。

以上